

平成26年第10回平取町議会定例会（開会 午前 9時30分）

議長

皆さんおはようございます。ただいまより本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は12名で、会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、1番櫻井議員と2番丹野議員を指名します。

日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。諮問にあたり町長の説明を求めます。町長。

町長

諮問第1号人権擁護委員の推薦についてご説明を申し上げます。人権擁護委員に次の者を推薦したいので議会の意見を求めるものでございます。現在平取町には、3名の人権擁護委員がおります。本町の上田智己氏、上田さんについては日高管内の人権擁護委員の協議会会長でもございます。2人目が貫気別の西島達夫氏、3人目が岩知志の川上憲司氏の3名でございますが、札幌法務局の日高支局より、人口規模5千人以上の平取町の人口規模では、4名の委員が必要であり、なんとか1名増員したいので、町より適任者を推薦されたい旨、強い要請がありました。また、上田会長からも、再三にわたり要請がありましたことから、この度、新たに1名を委員候補として推薦するものでございます。意見を求めようとする方は、住所、沙流郡平取町本町102番地4、氏名、杉岡良子氏であります。生年月日は昭和24年3月28日65歳でございます。次のページをお開き願いたいと思います。経歴概要であります。学歴は昭和42年3月に北海道道立の富川高等学校を卒業されております。職歴は、昭和42年の4月1日より、昭和47年3月31日まで、国際観光株式会社に勤務された後、平成7年1月1日から平成12年3月31日まで、富川農業協同組合に勤務をしてございます。平成17年5月1日から平成24年3月31日まで、北海道平取養護学校寄宿舎臨時指導員を勤められてございます。平成26年4月1日から現在まで、平取町のホームヘルパー推進会の会長としてご活躍されております。杉岡さんは人格、識見が高く、人権擁護についても、深い理解がございまして、人権擁護委員として、適任者と判断しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。なお予定されている任期につきましては、平成27年の4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。人権擁護委員として杉岡良子氏を推薦することとして答申することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、杉岡良子氏を推薦することとして、答申することに決定しました。

日程第3、議案第1号平取町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道  
課長

それでは、議案第1号平取町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。提案の理由につきましては、道路法施行令の一部改正に伴いまして、道路占用料の改定を行うものであります。それでは、改正内容についてご説明申し上げますので7ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。この表の見方ではありますが、右に現行、左に改正後を記載しております。改正内容ではありますが、第4条徴収の時期ではありますが、年度半ばに許可したものの徴収時期を現行の15日以内から20日以内に変更するものであります。第10条占用料の減免につきましては、字句の修正であります。次に、第2条で定める別表を改める改正の概要ではありますが、道路法施行令別表に規定する道路占用料の額を定める所在区分が現行3区分を固定資産評価額の地価の平均を基に各市町村の地価を降順に1級地から5級地までの第5区分に改正され、道路占用料の額が地価水準の変動などを反映した額に改正されたことに伴い、道路法施行令別表に準じた改正であります。左の改正後の占用料の額についてではありますが、平取町は第5級地に該当することから、政令による所在区分第5級地の占用料の額に改正を行うものであります。その他の改正ではありますが、改正前のほうをご覧くださいと思います。改正前のパーソナルハンデイホンシステム無線基地局ではありますが、これにつきまして該当がありませんので、削除するものであります。次のページをお開き願いたいと思います。改正前の送電塔については、前のページに記載しております変圧塔その他これに類するものに含まれることから、削除するものであります。その下段でございますが、その他のものであります。テレホンカードを削り、その他これらに類するものを加えるものであります。次に、水管等についてではありますが、現行6区分から9区分に改正するものであります。次のページをご覧くださいと思います。改正前のところでございますが、看板で電柱等に添加する広告物につきましては、その下段にあります看板のその他のものに含まれることから、削除するものであります。次に、改正後の一番下段をご覧くださいと思います。太陽光発電設備、風力発電設備を加えるものであります。次のページをお開き願いたいと思います。改正前の防火地域又は防災建築街区内に存する建築物を除去して耐火建築物などではありますが、ここでいう防火地域とは都市計画法に基づいた地域となっておりますので、平取町は該当しないため削除するものであります。次に、改正後の備考をご覧くださいと思います。備考4の次に、占用料の計算にあたり、計算結果に1円未満の端数があった場合は、これを切り捨て整数とするを

加えるものであります。6ページをお開き願いたいと思います。最後に附則でありますが、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。以上で条例制定につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第3、議案第1号平取町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第4、議案第2号訴えの提起についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり  
課長

議案第2号訴えの提起についてご説明申し上げます。町営住宅及び職員住宅明渡し等の請求の訴えを札幌地方裁判所浦河支部へ提起することについて、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。次のページをお開き願います。町営住宅及び職員住宅明渡し等の請求の訴えの内容でございませう。1、相手方の住所及び氏名、明渡しを求める町営住宅等の家賃の滞納額でございませう。1号の相手方の住所及び氏名、明渡しを求める住所等は議案に記載のとおりでございませう。家賃の滞納額は、11月28日現在で131万620円となっております。2、請求の趣旨でございませう。1号の相手方に対しまして、職員住宅の明渡し並びに、職員住宅及び町営住宅の滞納家賃、賃貸借契約解約後の損害金、訴訟費用の支払い及び無断占有物件の撤去を求めるものでございませう。3、請求の原因でございませうけれども、1号の相手方は平取町公宅使用規則第7条の規定により家賃の支払義務を有しており、また過去に入居しておりました平取町営住宅管理条例第16条第2項に規定する家賃の支払義務を有しておりますけれども、町からの再三の家賃支払いの催告にもかかわらず、家賃の支払義務を履行せず、多額の家賃を滞納しております。また町有地上に許可を得ず無断で工作物を構築、動産を保管するなど、土地を無断占有しているということにございませう。4の平取町の授權事項としましては、必要に応じて次の行為をすることができるものといたします。(1)和解、(2)本件訴訟の不提起、(3)本件訴訟の取下げ、(4)上訴又はその取下げ、(5)その他請求の内容を実現するため必要な裁判上の行為としてございませう。本件訴訟の提起でございませうけれども、9月議会で補正をさせていただきます滞納解消のための弁護士に委託をしての案件となっております。当初、弁

護士を通じて、何とか示談交渉を成立させたく対応を図ってまいりましたけれども、再三の弁護士や町からの示談についての協議、要請等に一切応じていただけないという状況が続いていることから、次の手段として、明渡し等を求める訴訟提起に移行するための議決を求めるものでございます。以上、議案第2号訴えの提起について説明いたしましたのでご審議のほどお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。10番平村議員。

10番平村議員 10番平村です。先日私たちにいただいた議案書の中で、2件あったんですけどもこの1件はどのようなかたちでなくなったのでしょうか。1件だけが上がってきたんですけど、それは聞いてはだめなんですか。

議長 議題の中に入れておりませんので。それは、別の委員会か何かの機会ではよろしいかと思えますけど。9番藤澤議員。

9番藤澤議員 実は私もその疑念といいますか、意見をしようかしまいかということで、迷っておりましたが、ただいまのまちづくり課長の言葉を借りるならば、時間的な余裕からみて、これを差し替える、まあ差し替え出てますが、名前を事前に伏せる努力が必要であったのではないかと思ひまして、ただいま議長の言われた、常任委員会か何がしかのときに、その経緯と督促、あるいは、幾らが入って、この次は、どういう状態になったらまた催告が始まるのかという、きちっとしたものを後日、何らかのかたちで協議されればよろしいかなと思ひますが、お計らいを願います。

議長 この件につきましては、議会運営委員会のときに差し替えが提案されたので、後日の関係する委員会の中で、説明を求められればというふうに判断しております。よろしいですか。ほかございますか。11番安田議員。

11番安田議員 11番安田です。提起するのは賛成はいたしますけれども、これだけ長い間、これだけ大きな金額を家賃の支払催促にもかかわらず、家賃の支払義務を履行せずと書いてありますけれども、もっと早い時期に何らかの方法ができたのか、どういう方法でやられたのか、またその間に弁護士だとかそういう人から指導を受けてやっていたのかどうか、ちょっとお伺いします。

議長 まちづくり課長。

まちづく この方への滞納解消の対応ということでございまして、滞納額130万で、滞

り課長

納月数としては284か月ということになっておりまして、20年以上の滞納があるというようなことになっております。対応といたしましては、再三にわたって私どもの職員が出向きまして、何とかお支払いいただきたいというようなことで、再三にわたってそういう対応してきたわけですが、なかなか、もうそういった対応では結果が出ないということもあってですね、やはり、町営住宅、他の方、きちんと払っていただいているそういう方との公平性を欠くということをごさしまして、非常に今までの私どもの対応も反省すべきところはあるかなというところで、今回こういった法的な措置まで踏み切るという決断をさせていただいて、9月に補正をさせていただいたというところで、その対応で、同じような状況が続いているということで今回、明渡し等を見据えた、こういった対応にしたいということで、議決をいただきたいというものでございます。

議長

ほかございませんか。10番平村議員。

10番  
平村議員

10番平村です。今の件についてなんですけれども、再三の督促とかいろいろ、町のほうでやっているとは思いますが、今この裁判にかけてでも、明渡しするとなっても、入る家もない、財産もない、そういうなかで、どういうふうに明渡しをするのか、また町でも、公営住宅に入ってた時点から今度こういう職員住宅のほうに移ったときにも何らかのかたちできちとした文書取り交わしてそういう条件を入れていたのかどうかその辺もお聞きしたいのと、まあ行っても本人に会えなかったとか言われたんですけど、ずっと住んではいますし、生活保護も受けているわけではないようなので、障がい者ではありませんけれども、やはりもうちょっと町のほうでこまめに行けば、何らかのこういう長い期間、こういう状態にならなかつたのではないかと思いますのと、実際に権力で撤去させても、今度住む家がなくてもそれを追い出すのでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

公営住宅、職員住宅も含めまして、私債権というような取扱いで、税と違いまして、その財産の調査ですとか、そういうものは認められていないということをごさしまして、こういう訴訟の手続を踏むとその辺の調査も裁判所がやれるというようなこともあって、そういうことを調べる、調査するという意味でもこういう裁判の過程を経るということに意義があるのかなというところをごさしまして、結果、これを履行する財産とか能力がないということが認められた場合、そこでまた一つ町としても判断せざるを得ない状況があるのかなということをごさしまして、一応強制退去という方向まで行く場合があるというようなことですが、その段階においても裁判所から和解を求められるとかですね、そういう状況もありますので、本当にご当人が対応いただけないという

のがもう本当に私どもも対応しかねるというようなところもありますので、そういうところやっぱり、そういう法的措置を介してやりたいという思いもありますので、そういう法的措置を取った後も段階的に私どもも考えていきたいということもありますので、状況に応じて対応させていただければというふうに考えてございます。

議長 4番松澤議員。

4番松澤議員 このことについてけっこうここに出てくるというのはとてもすごく大変なことだと思うんですけども、ご本人はここまでのことを、認識しているのかちょっと聞きたいのと、その中で例えばいくらでもいいですということもあったと思うんです金額的なことも、そのことについての本人の認識っていいですかね、そういうのはどうだったのかちょっとお聞ききたいんですが。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 弁護士に依頼をした後も私どもも出向きまして、こういう取扱いをさせてもらうからということをお話したという経緯はございまして、その間もですね、いっきに払えるような額ではないというようなこともあるんですけども、もう委託した以上は弁護士さんとの話の中でやっていただくということで、私どもも、またご本人が誠意を見せてくれた場合、いろいろ対応を考えたいということでしたんですけども、一切そういうものはなかったということでこういうところに踏み切ったということです。

議長 ほかがございませんか。なければ質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第4、議案第2号訴えの提起については原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第3号平成26年度平取町一般会計補正予算第8号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長 議案第3号平成26年度平取町一般会計補正予算第8号について、説明を申し上げます。歳入歳出予算の補正でございます。第1項歳入歳出予算の総額をそれぞれ481万6千円減額いたしまして、予算の総額を58億7451万円とするものでございます。2項におきまして補正の款項の区分、金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。第2条地方債の補正でございますが「第2表 地方債補正」によるものでございます。それでは事項別明細の歳出から説明いたしますので、21ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費350万1千円の減額でございます。内訳でございますが、2節給料233万5千円の減額でございます。内容は会計間移動、退職、採用等によりまして、359万4千円の減、給与改定ベースアップ分が125万9千円の増ということで、差し引き233万5千円の減額となっております。3節職員手当344万2千円の追加でございます。これも給与改定、会計間移動及び退職、採用等の要因での追加となっております。内訳は扶養手当55万9千円の減、期末手当84万2千円の減、勤勉手当は0.15月のアップ等によりまして、509万円の増となっております。寒冷地手当17万9千円の減、管理職手当35万1千円の増、時間外勤務手当10万2千円の増、通勤手当18万3千円の減、住居手当33万8千円の減となっております。4節共済費800万5千円の減。これは追加費用、負担金の負担率の変更によるものでございます。一つ飛ばしまして19節負担金補助及び交付金316万1千円の増でございます。北海道市町村福祉協会負担金は会計間移動、給与改定等で7千円の増となっております。退職手当組合負担金は会計間移動給与改定等分で13万8千円の減、準職員の負担金の遡及分が301万3千円の増ということで、差し引き287万5千円の増となっております。退職手当組合事前納付金でございますが、会計間移動給与改定等で4千円の減、準職員負担金の遡及分で28万3千円の増ということで、27万9千円の増となっております。以上が会計間での人事異動、今回の給与改定等に伴う補正となっております。戻りまして、9節の旅費23万6千円の追加でございますが、これは当初予算での予定をしていない、突発的な出張ということで、消防団の全国操法大会ですとか、台湾の観光プロモーションの参加のための旅費等が増加いたしまして、今後予算に不足が生じるということから補正をさせていただくものでございます。次のページをお開き願います。2款1項9目企画費19節負担金補助及び交付金1653万9千円の減額でございます。内訳といたしましては生活交通路線バスに係る道南バス株式会社への補助金の増額でございまして、平取町に關係する定期バス路線の運行のための収支の減収分を平取町が負担するということになってございますが、利用者人数の減少、燃料高騰による経費の増加等で収支が悪化しているということでございまして、当初予算1500万円を計上しておりましたけれども、さらに、346万1千円を追加いたしまして、補助金総額を1846万1千円とするものでございます。内訳は、北海道とともに負担する準生活路線分1系統でございまして、174万6千円、平取町単独の補助であります生活交通路線維持分11系統分が800万5千円、富内線転換バス事業分、これが5系統でございまして、871万円という内訳になってございます。次に民間賃貸共同住宅整備費助成金2千万円の減額でございますが、これは25年度から開始いたしました

本制度でございますが、今年度も募集をかけておりましたけれども、今年度応募がないという状況でございます。今時期、今後応募があったとしても、建築確認申請等の手続きを経るということになれば年度内の完成は不可能ということから、今年度の制度活用はないものとして、減額をさせていただくものです。来年度に向けては、既に建築をぜひ検討したいという方の照会などもあることから制度の継続を図り、活用を推進してまいりたいと考えてございます。

次に3款1項2目老人福祉費215万5千円の追加です。11節需用費、印刷製本費25万1千円、12節役務費、通信運搬費56万4千円の追加でございますが、これは平成27年度のびらとり温泉ゆからの無料入浴券の印刷及び発送にかかる経費ということで、今年度3月には配布をしたいということから、年度内での対応を図るための補正になってございます。印刷製本費は1900冊分、郵送料は重複世帯もありますから、1410世帯の簡易書留の料金となっております。28節繰出金134万円の追加でございますが、これは介護保険制度改正に伴いまして、管理システムの改修を行うことから、その事業費としての269万7千円の2分の1を一般会計が負担するということから、介護保険会計への繰出金の補正となっております。次に3款2項1目児童福祉総務費19節負担金補助及び交付金233万5千円の追加でございます。内訳といたしましては、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金316万3千円の追加です。これは保育士の確保のために処遇改善に取り組む私立保育所への資金交付を行うものでございまして、町内の4保育所に交付され、保育士に手当として支給されるという予定になってございます。19節内でもう一つ、当初予算計上いたしておりました、常設保育所保育士特別枠配置事業補助金が当初からの保育士の数の変更などによりまして82万8千円の不用額が生じたということで、今回これを減額して、これを差し引いた233万5千を補正させていただくものでございます。次に、5款1項2目農業振興費19節負担金補助及び交付金、新規就農者用リース農場整備事業経営体支援事業補助金650万円の追加でございます。これは当該事業に関しまして、北海道に申請をしておりました地域づくり総合交付金が当初予算を上回る金額での採択となったことから、その分を追加し、補助金額の増額をするものでございます。次のページをご覧ください。7款2項3目橋梁維持費13節委託料、橋梁点検業務委託料、あわせて次のページの9款4項2目公民館費15節工事請負費、公民館大ホール冷房設備設置工事についての補正でございまして、この二つにつきましては歳出の増減補正ではなく、充当財源の変更の補正となっております。これは国の経済対策といたしまして、25年度の補正予算関連の交付金であります。がんばる地域交付金の充当事業について、9月議会にて充当事業の補正をいただいたというところでございますが、その後、国の方針等の変更によりまして、充当事業の再検討を求められたということから橋梁点検委託料から公民館の冷房設置工事に充当替えを行うということで561万4千円を国庫補助金から一般財源に、また公民館については、一般財源から国庫補助金に充当替えを行な



わせていただくというものでございます。次に8款1項1目消防費19節負担金補助及び交付金、日高西部消防組合負担金788万1千円の追加でございます。これにつきましては今日お配りしております資料にてご説明をさせていただきたいと存じます。平成26年12月補正総括表 消防費という資料でございます。まず、歳出の精査額ということで、二つ目の歳出補正の表をご覧くださいと存じます。共通経費、消防支署関係費の精査をしているという内容でございます。共通経費では消防本部費で6万1千円の減額。消防支署関係費では消防支署費が、今回の給与改定に伴う職員の給料、退職手当負担金等の増で、208万4千円の増額となっておりまして、歳出といたしましては、このaの欄で、202万3千円の追加ということになってございます。次に歳入の精査額で、この歳入補正の表を見ていただきたいと思いますけれども、危険物の取扱手数料が決算見込みで5千円の減、デジタル無線事業の補助基本額の確定に伴う国庫補助金で630万円の減と、諸収入、全国消防操法大会旅費の助成金を見込んで44万7千円の増となりまして、歳入補正でこのbの欄585万8千円の減額ということになってございます。このaとb合わせて788万1千円ということで、この額を今回補正させていただくという内容になってございます。次のページの最後でございますけれども、12款1項2目繰出金28節繰出金、簡易水道特別会計繰出金364万7千円の減額でございます。これは今回の給与改定、会計間移動に係る分134万7千円の減、それから本町地区の簡易水道配水管整備事業に伴う、水道会計での起債額が増加したことによる分が230万円の減となりまして、合わせて364万7千円の一般会計からの繰出金を減額するというものになってございます。歳出は以上でございます。次に歳入を説明いたしますので17ページにお戻りいただきたいと思います。14款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金でございます。688万6千円の追加でございます。これは保育緊急確保事業費補助金の追加で、内訳としましては今回歳出補正いたしました保育士等処遇改善臨時特例事業に充当される国庫補助金282万2千円、へき地保育事業補助金400万円、これは、ちょっと18ページの一番下の民生費の道補助金の子育て支援臨時特例交付金をご覧くださいと思いますが、これが400万円の減ということになってございます。これはこの分を国庫補助金に計上替えをしたということでの歳入の補正ということになってございます。それから、乳児家庭全戸訪問事業補助金につきましては対象戸数が確定したということから、6万4千円の増ということになってございます。次の14款2項4目の土木費国庫補助金、1節の道路橋梁費補助金561万4千円の減額と、次のページの14款2項5目教育費国庫補助金2節社会教育費補助金でございますが、これの561万4千円の増はこのがんばる地域交付金の充当事業の変更によるものでございます。次に、15款2項2目民生費道補助金4節児童福祉費補助金28万円の追加でございます。内訳は保育緊急確保事業費補助金ということでございまして、253万4千円が追加されてございますけれども、これは三つ

の補助金に係る民生費国庫補助金の交付に伴います、あわせて道も追加交付となる分でございます。その下の子育て支援対策事業等補助金の174万6千円の追加でございますが、これにつきましては、子ども・子育て支援制度に係るシステム改修費が確定したための追加となっておりまして、これは歳出につきましては当初予算の対応委託業務に充当するという内容になってございます。次のページをお開きください。15款2項4目農林水産業費道補助金1節農業費補助金650万円でございます。これは新規就農者用リース農場整備事業に充当されるものでございます。充当率は100%でございます。次に19款1項1目1節繰越金、前年度繰越金478万2千円の減額でございますが、今回の補正予算の追加減額に係る財源調整等で一般財源の調整を繰越金で行うということになってございます。次のページ、21款1項1目総務債1節総務債2千万円の減額でございますが、これは民間賃貸共同住宅の整備費助成金に充当してありました起債、過疎債を減額するというものでございます。歳入最後に21款1項4目消防債1節消防債、消防施設整備事業、消防無線デジタル化整備事業630万円の追加でございますが、これは補助基本額の確定に伴いまして増加する起債の追加となっておりまして、これは消防組合負担金に充当するというものでございます。15ページにお戻りいただきまして、第2表地方債の補正でございます。今説明申し上げましたけれども、民間賃貸共同住宅の整備費助成事業の補正前の限度額2千万円を補正後ゼロとするものでございます。その下、消防無線デジタル化整備事業9990万円を補正後630万円を追加いたしまして1億620万円とするものでございます。この補正によりまして、地方債限度額の合計は5億6440万円となる予定でございます。以上、議案第3号平成26年度平取町一般会計補正予算第8号につきまして、説明をいたしましたので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第3号平成26年度平取町一般会計補正予算第8号は原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第4号平成26年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉  
課長

議案第4号平成26年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。歳入歳出の補正、第1条の1項でございます。歳入歳出予算の

総額に歳入歳出それぞれ267万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3484万4千円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものといたします。歳出よりご説明いたします。33ページをお開き願いたいと思います。1款1項1目13節委託料267万9千円を補正するものでございます。補正の理由といたしましては、介護保険制度の改正に伴いまして、4月分の対応システムの改修分でございます。内容につきましては、第1号被保険者の保険料の軽減措置、現在標準で6段階ございますが、それが9段階に細分化されるということになります。また、地域支援事業の見直しによりまして、新しい介護予防、また日常生活支援事業へ移行するものでございますので、これに対しての補正でございます。次、歳入についてご説明いたします。32ページをお願いいたします。3款2項4目1節介護保険事業費補助金でございます。133万9千円の補正でございます。これは介護保険制度改正に伴うシステム改修分の補助金、国が2分の1補助するものでございます。次に7款1項4目1節事務費繰入金134万円の補正であります。これも介護保険制度の改正に伴いまして、システム改修、国の補助残分2分の1を一般会計から繰入れするものでございます。以上、説明が終わりましたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第4号平成26年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第5号平成26年度平取町簡易水道特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道  
課長

議案第5号平取町簡易水道特別会計補正予算第1号につきましてご説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ134万7千円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を2億5492万円とするものであります。第2項においては歳入歳出予算の補正の款項の区分並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によることとしております。第2条地方債の補正は「第2表 地方債補正」によることとしております。それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、40ページをお開き願いたいと思います。3歳出1款1項

1目一般管理費におきまして134万7千円の減額であります。2節の給料から19節負担金補助及び交付金までの各節の補正につきましては、本年度におきます人事院勧告に基づく給与改定並びに人事異動による会計間移動に伴う補正となっております。以上が歳出であります。次に歳入をご説明申し上げますので、39ページをご覧くださいと思います。4款1項1目一般会計繰入金364万7千円の減額でありまして、これは充当財源の調整ということで、下段の6款1項1目簡易水道事業債の本町地区簡易水道配水管整備事業230万円の追加とあわせての財源調整となっております。第2表の地方債の補正をご説明いたしますので37ページをご覧くださいと思います。本町地区簡易水道配水管整備事業の限度額を230万円増額いたしまして、限度額を3470万円とさせていただくものであります。以上で、補正予算につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第5号平成26年度平取町簡易水道特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第6号平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務  
長

平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第3号をご説明いたします。第1条平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第3号を次に定めようとするものでございます。第2条平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第1款病院事業収益、既定予定額7億4558万3千円、補正予定額は減額の20万6千円、計7億4537万7千円となり、第1項医業収益の補正予定額は減額の20万6千円となっております。次に、支出、第1款病院事業費用、既定予定額7億2568万1千円、補正予定額は減額の20万6千円、計7億2547万5千円、第1項医業費用、補正予定額は減額の20万6千円となっております。第3条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。職員給与費、既定予定額4億4627万5千円、補正予定額272万6千円の増額、計4億4900万1千円となります。次のページをお開き願います。平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更となります。補正予定額は記載のとおりでありま

すので、詳細は次のページからの説明書により説明いたしますので、省略させていただきます。支出から説明させていただきますので、48ページをお開き願います。収益的支出の第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費でございます。補正額は272万6千円の増額となり、節の内訳は1節給料が給与改定、職員の異動、退職等により13万4千円の減額。2節手当についても給与改定、職員の異動、退職等により執行額を精査し、53万円の増額となっております。4節法定福利費は給料と報酬の増減により精査し、12万3千円を増額しております。6節賞与引当金繰入額は26年度、会計制度改正により新たに計上した予算科目になりますが、平成27年度支給する期末勤勉手当の26年度の費用として認識すべき額を引き当てしなければならないので、27年度の予算との関係により、220万7千円の増額としています。次に、3目経費でございます。補正額は293万2千円の減額で臨時職員賃金として計上していた額を精査し、減額させていただいております。次に、収入を説明させていただきますので47ページをご覧ください。収入ですが第1款病院事業収益、第1項医業収益、第3目その他医業収益を20万6千円減額いたします。収入補正額が20万6千円の減額、支出補正額も20万6千円の減額として収入支出とも同額の補正としております。次に、49ページをお開き願います。給与費明細書でございます。先ほど説明いたしました収益的支出の給与費の補正に関する額の変更でございます。1、総括の表は給与改定により増額となった科目、職員の異動などにより増減する額を精査し記載しております。2段目の表の職員手当の内訳は各種手当の増減となっておりますので、詳細の説明は省略させていただきます。一番下の表、給料及び手当の増減額の明細でございます。給料、手当も給与改定による増加額と職員異動等による減額を記載しております。以上、補正予算の説明とさせていただきますので、ご審議をお願いいたします。

議長

説明が終了いたしました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第6号平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決しました。

日程第9、報告第1号委員会審査報告について、

日程第10、報告第2号委員会審査報告について、以上2件を一括して議題とします。決算審査特別委員会委員長より、平成26年第8回定例会認定第1号平成25年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定について、同じく認定

第2号平成25年度平取町各会計決算認定については、それぞれ認定すべきと審査報告が提出されております。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、報告第1号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、報告第1号委員会審査報告については報告どおり認定と決定しました。

続いて報告第2号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、報告第2号委員会審査報告については報告どおり認定と決定しました。

日程第11、報告第4号請願審査結果報告についてを議題とします。常任委員会委員長からの審査報告についてはお手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。日程第11、報告第4号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり、採択することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、報告第4号については、報告どおり採択と決定しました。

日程第12、意見書案第16号2015年度予算(介護・子ども)の充実・強化を求める意見書案についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。

6番千葉議員。

6番  
千葉議員

6番千葉。それでは、本文を読み上げまして説明に代えさせていただきたいと思えます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので、質疑を行いません。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第12、意見書案第16号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第12、意見書案第16号については原案のとおり可決しました。休憩します。

(休憩 午前10時21分)

(再開 午前10時35分)

議長

再開します。

お諮りします。意見書案第17号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第17号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、意見書案第17号について提出議員からの説明を求めます。6番千葉議員。

6番  
千葉議員

6番千葉。それでは、本文を朗読いたし説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第1、意見書案第17号について原案のとおり可決しました。

お諮りします。承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第1号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2、承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会において所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりであります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。以上で議案の質疑が終了いたしました。

本定例会に付された事件の審議状況を報告します。諮問1件で答申1件。議案6件で原案可決6件。報告4件で認定2件、採択2件。意見書案2件で原案可決2件。請願1件で委員会付託1件。陳情2件で委員会付託2件。承認1件で決定1件。これで本日の日程はすべて終了いたしました。会を閉じます。平成26年度第10回平取町議会定例会を閉会します。

閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

(議長、町長よりあいさつ)

(閉 会 午前10時51分)